

「宇都宮市 悠久の丘」
利用規約

宇都宮郷の森齋場株式会社

禁無断転載・複写

令和1年10月1日 改訂

「宇都宮市 悠久の丘」利用規約

「宇都宮市 悠久の丘」をご利用されるにあたっては、以下の点につきまして、ご理解・ご承知の上、円滑な斎場運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 利用資格について

利用上の制限は特にありません。どなたでも利用いただけますが、宇都宮市・壬生町の方とそれ以外の方では使用料が異なります。

2. 休場日・利用時間・受付時間について

(1) 休場日

火葬場	1月1日及び友引日
式場	1月1日（ <u>1月1日を除く</u> 友引日は通夜に限り開場）

(2) 利用時間

火葬場及び待合室	午前9時00分～午後5時15分
式場及び式場控室	午前8時30分～午後9時00分
通夜控室及び霊安室	午前0時00分～午後12時00分

(3) 受付時間

①問い合わせ 午前8時30分～午後8時00分 (TEL028-649-1150)

②利用予約

・電話予約 午前8時30分～午後8時00分 (TEL028-649-1150)

・葬祭事業者専用予約 (事前の登録が必要となります)

自動音声ガイダンス予約 24時間 (TEL028-649-1151)

携帯電話Webサイト予約 24時間 (<http://www.u-yukyunooka.jp/yoyaku/>)

インターネット予約 24時間 (<http://www.u-yukyunooka.jp>)

③書類手続・使用料支払 午前8時30分～午後5時15分

3. 利用予約について

施設の空き状況は、悠久の丘ホームページで24時間どなたでも確認できます。

・ホームページアドレス <http://www.u-yukyunooka.jp>

◆個人での予約

(1) 火葬及び式場利用にあたっては、あらかじめ電話にて予約をした上で、本庁、地区市民センター及び出張所にて火葬許可の申請手続き（死亡届）を行ってください。

・予約電話 028-649-1150 (宇都宮市悠久の丘)

・受付時間 午前8時30分～午後8時00分

(2) 電話予約が完了しましたら、FAXによる送受信が可能かどうかで手続きが異なりますので、それぞれ次のとおり手続きを行ってください。

(FAXでの送受信が可能な場合)

- ・FAXにて「施設使用許可申請書」を送信しますので、記載内容を確認し、変更修正が必要な場合には訂正の上、FAXにて返信してください。
 - ・「火葬許可証」につきましては、円滑な事務処理のため取得後（遅くとも火葬前日午後4時まで）速やかにFAXにて送信してください。
 - ・「施設使用許可申請書」及び「火葬許可証」は、火葬当日必ずご持参ください。
- ・FAX番号 028-648-9188（宇都宮市 悠久の丘）

(FAXでの送受信が困難な場合)

- ・火葬前日午後5時15分までに、「宇都宮市 悠久の丘」事務室受付にて「施設使用許可申請書」の記載内容を確認してください。また、その際には「火葬許可証」もご持参ください。
- ・火葬前日午後5時15分までに、事務室までお越しいただくことが困難な場合、電話予約の際にご相談ください。

(3) 予約時間の変更やキャンセルは早めに連絡してください。直前の変更やキャンセルは他の利用者の迷惑となりますので、仮予約、不確定な予約は、受付できません。

- (4) 死産児の火葬及び改葬については、あらかじめ電話にて予約をした上で、本庁、地区市民センター及び出張所にて火葬許可の申請手続き（死産届）または改葬許可の申請手続きを行ってください。胞衣汚物等については、あらかじめ電話にて予約をした上で、お持ち込みください。
- ・予約電話 028-648-9177（宇都宮市悠久の丘）
 - ・受付時間 午前8時30分～午後8時00分

◆葬祭事業者専用予約（事前の登録が必要となります。）

(1) 火葬利用及び式場利用は、あらかじめ次の方法で予約をしてください。

ア 自動音声ガイダンス予約 24時間 (TEL028-649-1151)

- ①予約（利用時間枠取得）が完了しましたら、予約番号が発行されます。
- ②予約項目入力後、「施設使用許可申請書」をFAXにて送信しますので、記載内容を確認し、変更修正が必要な場合には訂正の上、FAXにて返信してください。また、「施設使用許可申請書」は火葬当日に必ず持参してください。(FAX 028-648-9188)

イ 携帯電話Webサイト予約 24時間 (<http://www.u-yukyunooka.jp/yoyaku/>)

- ①予約（利用時間枠取得）が完了しましたら、予約番号が発行されます。
 - ②予約項目入力後、「施設使用許可申請書」をFAXにて送信しますので、記載内容を確認し、変更修正が必要な場合には訂正の上、FAXにて返信してください。また、「施設使用許可申請書」は火葬当日に必ず持参してください。(FAX 028-648-9188)
- ※ 必要項目の入力は、インターネット利用もできます。(http://www.u-yukyunooka.jp)

ウ インターネット予約 24 時間 (<http://www.u-yukyunooka.jp/yoyaku/>)

予約が完了しましたら、「施設使用許可申請書」を F A X にて送信しますので、記載内容を確認し、変更修正が必要な場合には訂正の上、F A X にて返信してください。また、「施設使用許可申請書」は火葬当日に必ず持参してください。(FAX 028-648-9188)

- (2) 「火葬許可証」につきましては、円滑な事務処理のため取得後（遅くとも火葬前日午後 4 時まで）速やかに「宇都宮市 悠久の丘」事務室へ F A X にて送信した上で、火葬当日に必ず持参してください。(FAX 028-648-9188)
- (3) 予約時間の変更やキャンセルは早めに連絡してください。直前の変更やキャンセルは他の利用者の迷惑となりますので、不確定な予約は、受付できません。
- (4) 死産児の火葬及び改葬については、あらかじめ電話にて予約をした上で、本庁、地区市民センター及び出張所にて火葬許可の申請手続き（死産届）または改葬許可の申請手続きを行ってください。胞衣汚物等については、あらかじめ電話にて予約をした上で、お持ち込みください。
 - ・ 予約電話 028-648-9177 (宇都宮市悠久の丘)
 - ・ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分

4. 前日確認について

火葬前日の午後 4 時までには、「火葬許可証」未着の場合には、確認の電話をさせていただきます。

5. 使用申請手続・使用料支払について

- (1) 斎場到着後、速やかに事務室受付に「施設使用許可申請書」「火葬許可証」を提出し、使用料をお支払ください。
- (2) 手続き完了後、「施設使用許可証」「領収証」「受付完了票」を受領してください。
- (3) 使用料は現金にて全額前払いとなります。
- (4) 「受付完了票」は火葬業務担当職員に渡してください。
- (5) 火葬日の前日までに使用申請手続きと使用料支払を完了された場合、「受付完了票」は事務室受付にて預かり、事務室受付から火葬業務担当職員に送致します。

6. 利用上のご注意

- (1) 「宇都宮市 悠久の丘」では次の行為はできません。他の方の迷惑にならないよう、利用してください。
 - ①敷地内への宮型霊柩車の乗り入れ
 - ②葬儀目的以外の寄付、物品の売買行為
 - ③喫煙所以外での喫煙
 - ④待合室・待合ロビー・式場控室及び通夜控室以外での飲食
 - ⑤施設設備以外の案内看板等の設置
 - ⑥式場以外での放送設備及び拡声器等の使用
 - ⑦式場以外での生花、果物等御供養品の設置

⑧敷地内及び施設内の花輪等の設置、提灯類、やらい、看板、テント、幕、カーテン等の使用、ただし、式場内での祭壇飾付用は除きます。

⑨施設内でのお清め塩等の使用

⑩施設設備以外の冷暖房器具の使用

⑪施設内のガスコンロ等の火気使用

⑫ローソク、線香等火気の使用

ただし、ローソク・線香は、式場での棺前のみ使用可能です。

⑬霊柩車による式場から火葬棟への棺移動

※式場から火葬棟への棺移動は備付の「腰車」又はストレッチャーを使用します。

⑭斎場施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋸、釘等の使用

⑮使用許可以外の施設の使用

⑯その他施設利用者の迷惑になるような行為

(2) 斎場施設外でも、次の行為はご遠慮ください。

①道路上及び斎場施設樹木への、花輪・葬儀案内看板類の設置

②斎場施設周辺道路での違法駐車

7. 棺について

棺の大きさは、高さ 65 cm以内、幅 75 cm以内、長さ 230 cm以内です。

8. 副葬品について

(1) ご遺骨への影響、公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となる副葬品は、棺の中へ入れないでください。

①ご遺骨への影響や公害（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるもの

ビニール・プラスチック製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）

化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）

発泡スチロール製品（枕、緩衝材、パッキング等）

その他の物で発生源となるもの（小銭、CD、ゴルフボール等）

②不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるもの

果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）

書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）

大型繊維製品（寝具、大きなぬいぐるみ等）

多量のドライアイス

③火葬炉設備の故障の原因となるもの

スプレー缶、電池類、金属製品

カーボン製品等（つりざお、ゴルフクラブ、ラケット等）

④燃えないもの

時計、カメラ、陶磁器、ゴルフクラブなど

⑤その他危険なものガラス製品（めがね、ビン、食器等）

その他、燃焼に伴い危険なもの

(2) ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発するおそれがありますので、必ず事前に申し出

てください。

9. 火葬のながれについて

火葬の利用は、お別れ・火葬・収骨の流れで行われます。

- ・予約時間を厳守してください。遅れますと、その時間帯に火葬ができなくなることがあります。
- ・着棺の時間によっては、お供の車の到着が遅れている場合におきましても、葬家のご了解を得た上で、棺を納めさせていただく場合があります。
- ・「火葬許可証」を提出いただけない場合は、火葬ができませんので、ご注意ください。

(1) 着棺

- ①ご葬家代表者または葬祭事業者の方は、事務室受付にて「火葬許可証」及び「施設使用許可申請書」を提出し、使用料の支払をしてください。
- ②「施設使用許可書」「領収証」「受付完了票」を受領し、「受付完了票」は火葬業務担当職員に渡してください。
- ③エントランスホールにて、ご葬家・参列者の葬列が整い次第、「お別れ室」にご案内します。

(2) お別れ

- ①お別れ室にて、最後のお別れをしていただきます。
- ②お別れが終わりましたら、棺を火葬炉前室に納めさせていただきます。
- ③ローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
- ④入炉後に、2階待合室・待合ロビーに移動していただきます。

(3) 火葬

この間、2階待合室・待合ロビーにてお待ちいただきます。

(4) 収骨

- ①火葬が終了しましたら、葬家代表の方は「お別れ室」にて、焼骨の確認をしていただきます。
- ②焼骨の確認後、ご葬家・参列者の皆様を「お別れ室」にご案内し、収骨していただきます。
待合室・待合ロビーに忘れ物がないように注意してください。
- ③火葬終了後、執行済印の押印された「火葬済証兼埋葬許可証」を受領してください。（この許可証は、墓地等への納骨時に必要となります。）

10. 待合室について

- ①使用予約は、火葬予約と同時に行ってください。
- ②一葬家につき待合室1室の使用を原則とします。2室使用を希望の方は、予約の際、相談ください。
(予約の状況によって2室使用ができる場合もあります。)
- ③待合室の収容人員は40名程度です。
- ④禁煙になっておりますので、喫煙は指定の喫煙所で願います。
- ⑤室内に自動給茶機を設置してありますので、セルフサービスにて利用ください。
- ⑥飲食物の持込みはできますが、持込みになられた飲食物等のゴミは持ち帰ってください。

- ⑦使用後は、テーブルの台拭きなど、テーブルや床に食べこぼし等がないよう原状復帰してください。
また、備品は、使用前の状態に戻してください。
- ⑧退出前には、必ず忘れ物がないよう確認してください。

11. 待合ロビーについて

- ①施設利用者の皆様が無料で使用できます。予約は必要ありません。
- ②禁煙になっておりますので、喫煙は指定の喫煙所で願います。
- ③給茶のサービスはありませんので、売店、自動販売機を利用ください。
- ④飲食物の持込みはできますが、持込みになられた飲食物等のゴミは持ち帰りください。
- ⑤退出前には、必ず忘れ物がないよう確認してください。

12. 式場について

(1) 予約等

- ①使用予約は、火葬予約と同時に行ってください。
- ②式場予約は、使用日の2日前まで受付けます。
- ③祭壇準備を始める前に、受付手続きを済ませてください。
- ④宗教や宗派による利用制限はありません。
- ⑤葬儀専用の施設ですので、通夜、葬儀以外には使用できません。
- ⑥2件の葬儀を同時時間帯に行いますので、他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮ください。
- ⑦宇都宮市暴力団排除条例により暴力団の活動に資する利用はできません。

(2) 式場

- ①受付で使用申請手続きを済ませ、使用してください。
- ②常設祭壇のセッティング及び使用後の原状復帰ならびに稼動壁による間仕切りの設営及び原状復帰をしてください。
- ③常設祭壇を使用せず独自に祭壇を持ち込むことも可能です。
- ④ローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
(ローソク・線香は、式場での棺前のみ使用可能)
- ⑤「腰車」を利用した場合は、使用前の場所に戻してください。
- ⑥移動した椅子、テーブルは使用前の状態に戻してください。
- ⑦コインロッカーを設置してありますが、盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分ご注意ください。
- ⑧片付け後のゴミ等は、お持ち帰りください。
- ⑨退出前には、忘れ物のないよう式場及び使用された場所を確認してください。
- ⑩使用後は、施設担当職員の立ち会い確認を受けてください。

(3) 式場控室

- ①開式前の控室として使用できます。また、通夜時の飲食(通夜振る舞い)にもご利用いただけます。
- ②使用時間は厳守してください。(使用時間は、1階は午後8時30分、2階は午後9時までとなります。)

- ③移動した椅子、テーブルは使用前の状態に戻してください。
- ④使用後は、テーブルの台拭きなど、テーブルや床に食べこぼし等がないよう原状復帰してください。
また、持ち込みになられた飲食物等は、その日のうちにゴミを含めて持ち帰ってください。
- ⑤禁煙になっておりますので、喫煙は喫煙所で願います。

(4) 通夜控室

- ①通夜時にご遺族等が棺に付添する場合、利用できます。
- ②テレビ、冷蔵庫、湯呑み、ポット、急須は備え付けてありますが、タオル、洗面用具及び寝具類はありませんので、事前にご用意してください。
- ③火の元には、十分ご注意ください。ローソク及び線香の使用はできませんので、電池式ローソク、抹香及び香炭を使用してください。
- ④禁煙になっておりますので、喫煙は指定場所で願います。
- ⑤盗難、紛失等の責任は負いかねますので、貴重品等の扱いにつきましては、十分注意をしてください。
- ⑥使用した備品は、使用前の状態に戻してください。
- ⑦施設の門扉は午後 9 時 15 分に施錠し、午前 7 時 30 分に開錠します。緊急時は非常呼出ボタンにより警備会社へ通報してください。

13. 棺保管施設について

式場利用のご遺体を、葬儀、火葬を行うまで霊安室保冷库でお預かりします。納棺の上お越しく下さい。

(1) 予約等

- ①使用予約は、式場予約と同時に行ってください。
- ②霊安室予約は、使用日の 7 日前から受付けます。
- ③通夜滞在をされない場合は、棺保管施設の予約が必要です。
- ④使用時間は、午前 0 時から翌日午後 12 時までの日単位（24 時間）です。
- ⑤「施設使用許可申請書」の手続きや「使用料」の支払いは、宇都宮市悠久の丘事務室受付にて、霊安室保冷库に納める前に済ませてください。

(2) 利用上のご注意

- ①棺の大きさは、高さ 65 cm 以内、幅 75 cm 以内、長さ 230 cm 以内です。
- ②棺は液体漏れ、臭気漏れのないよう措置をしてください。
- ③お預かり受入れ及び面会の際には、事前に到着時間、面会時間を連絡してください。また、いずれの場合もご遺族等の立会いが必要となります。
- ④棺の預かり受入れは、午前 8 時 30 分～午後 5 時です。
- ⑤お預かりしているご遺体の面会は午後 3 時～午後 5 時です。
- ⑥ドライアイスは火葬時間の遅れや公害の原因になりますので、出棺前に取り除いてください。

14. 駐車場について

・構内は全て一方通行です。

(1) 火葬棟駐車場

- ①火葬棟駐車場は自家用車専用です。
- ②中型バス及び大型バスは、専用駐車場を使用してください。
- ③駐車場内では徐行してください。
- ④アイドリングストップにご協力ください。
- ⑤場内での事故等につきましては、各人の責任で対応していただきます。宇都宮市悠久の丘では、責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。

(2) 式場棟駐車場

- ①式場棟駐車場は自家用車専用です。
- ②中型バス及び大型バスは、専用駐車場を利用してください。
- ③駐車場内では徐行してください。
- ④アイドリングストップにご協力ください。
- ⑤場内での事故等につきましては、各人の責任で対応していただきます。宇都宮市悠久の丘では、責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。
- ⑥駐車台数に限りがありますので、相乗り等により来場車両の削減にご協力ください。
- ⑦混雑が予想される場合には「交通誘導」にご協力ください。

(3) 中型バス・大型バス駐車場

- ①駐車場内では徐行してください。
- ②アイドリングストップにご協力ください。
- ③場内での事故等につきましては、各人の責任で対応していただきます。宇都宮市悠久の丘では、責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。

15. その他

- (1) ペットをお連れの際は、必ずゲージに入れて入館してください。
- (2) 盲導犬及び補助犬、聴導犬は全館で同伴いただけます。
- (3) お心づけは一切禁止しております。
- (4) 分骨（遺骨分け）する場合は、悠久の丘事務室へお申し出ください。証明書を発行します。
(分骨を納骨する場合にこの証明書が必要となります。)

16. 使用料等について

種別	単位	使用料金		
		死亡者が本市又は 壬生町の住民である 場合	左記以外のものでは ない場合	
火葬場	13歳以上の者	1体	無料	63,800円
	13歳未満の者	1体	無料	47,850円
	死産児	1胎	無料	31,900円
待合室	1室1回（2時間以内）		5,600円	22,410円
式場（式場控室を含む）	葬儀式1室1回 （3時間30分以内）	150席室	34,150円	68,300円
		100席室	28,800円	57,610円
		50席室	23,300円	46,610円
	通夜式1室1回 （4時間30分以内）	150席室	43,880円	87,780円
		100席室	37,030円	74,060円
		50席室	29,950円	59,910円
通夜控室	1室1回（午前の葬儀式まで14時間以内）		12,980円	25,970円
	1室1回（午後の葬儀式まで18時間以内）		16,700円	33,410円
霊安室	1体1回（24時間以内）		4,910円	9,830円

胞衣汚物等	1個（4kgまで）につき ※1個が4kgを超えるものは、1kg（1kg未満は1kgとみなす）増すごとに230円を加算する。10円未満に端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を合計額とする。	923円	
-------	---	------	--

附則

この規約は、平成21年3月1日から施行する。

平成22年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成27年10月28日改訂

平成30年12月28日改訂

令和1年10月1日改訂